

旅券事務での住基ネットシステムの利用について

市町村課・国際課

1 現状及び経過

- ・平成14年12月の住民基本台帳法一部改正により、現在、32法律に関係する68事務において、都道府県が住基ネットシステム上の本人確認情報を利用することが可能となっている。
- ・長野県では、現在のところ県の事務における利用を行っていないが、一般旅券の発給事務における利用は、長野県を除く46都道府県で実施されている。
- ・県の事務において住基ネットシステムを利用するに当たっては、第12回長野県本人確認情報保護審議会（平成16年2月29日開催）において、審議会の佐藤千明委員の協力を得ながら具体的なセキュリティ対策案を検討した上で、改めて審議会に諮ることとされた。
- ・これまでに佐藤千明委員と5回（3月5日、5月20日、7月9日、8月6日、10月22日）の打合せを行い、具体的なセキュリティ対策案についてのアドバイスを受けている。

2 事業内容

旅券事務において、県が次のような方法で住基ネットシステムを利用することで、旅券の発給申請における住民票の添付を省略できるようにする。

- (1) 各地方事務所の旅券窓口に住基ネットの端末機を1台ずつ（計10台）配備する。
- (2) 技術的に次の対策を講じるとともに、運用面の対策を併せて実施することで、本人確認情報の十全な保護を図る。
 - ・県住基システムサーバとパスポート業務端末との通信は、暗号化した通信経路を設けて行う。
 - ・業務端末をステルス化（決められたコンピュータ以外には応答しない）する。
 - ・業務端末において指紋認証等によるアクセス制御を行う。
 - ・業務端末運用支援ソフトによりソフトウェア資源の一元管理を図る。

3 事業効果

- (1) 旅券発給申請時等における住民の金銭的負担の軽減
（住民から見た場合に、住民票取得費300円が不要となる。）
- (2) 住民票取得のための時間的・労力的負担の軽減による住民の利便性の向上
（特に、旅券の切替手続の場合、市町村役場に行く必要がなくなる。）

4 審議会（H16.8.11開催）で提起された課題

- (1) 利用についての県民ニーズ等の把握
- (2) 費用対効果の試算についての再精査
- (3) パスワードの管理方法の再検討、セキュリティ監査体制の整備

5 今後のスケジュール（案）

平成17年2月下旬～3月下旬	2月県議会へ平成17年度当初予算案の提出、審議
4月～6月中旬	機器導入
6月上旬～下旬	担当者への研修の実施 審議会委員の安全性確認
6月下旬	審議会開催（安全性確認結果の報告）
7月	利用開始